

# 飯田市景観計画

## 資料編

<b>資料 - 1</b>	<b>計画策定の経過</b>	
	景観市民会議	1
	土地利用計画策定市民会議	1
	土地利用計画策定地区懇談会	2
	地域協議会	2
	飯田市土地利用計画審議会・飯田市都市計画審議会	2
<b>資料 - 2</b>	<b>飯田市土地利用計画審議会・飯田市都市計画審議会</b>	
	委員名簿	3
	諮問	3
	答申	4

資料 - 1 計画策定の経過

景観市民会議			
学識経験者（県環境審議会委員、市環境アドバイザー、景観育成住民協定代表者、建築士等） 公募委員の14名で構成			
平成15・16年度		平成17・18年度	
H15. 6.28	第1回	H17. 7.28	第16回
H15. 7.17	第2回	H17. 8.30	第17回
H15. 7.31	第3回	H17. 9.27	第18回
H15. 8.22	第4回	H17.10.27	第19回
H15. 9. 5	第5回	H17.11.25	第20回
H15. 9.29	第6回	H17.12.15	第21回
H15.10.23	第7回	H18. 1.19	第22回
H15.11.12	第8回	H18. 2.16	第23回
H15.12.22	第9回	H18. 3.14	第24回
H16. 1.14	第10回	H18. 4.18	第25回
H16. 1.28	第11回	H18. 5.18	第26回
H16. 2.10	第12回	H18. 6.27	第27回
H16. 2.26	第13回	H18.12.14	第28回
H16. 3.15	第14回	その他 H17. 9. 7 景観形成住民協定代表者会 H19. 3.20 土地利用計画合同総括会議	
H16. 4.21	第15回		
H16. 5.10	「飯田市の今後の景観育成に関する提案書」を市長に提出		

土地利用計画策定市民会議			
各地区推薦者（20地区の自治会より）学識経験者（各種団体推薦等）公募委員の43名で構成			
平成17年度		平成18年度	
H17.10.15	第1回	H18. 7.22	第8回
H17.10.29	第2回	H18. 8.20	第9回
H17.11. 6	第3回	H18. 9.24	第10回
H17.11.20	第4回	H18.10.31	第11回
H17.12.17	第5回	H18.11.30	第12回
H18. 1.14	第6回	H18.12.22	第13回
H18. 1.29	第7回	H19. 1.22	第14回
		H19. 2.23	第15回
		H19. 3.20	第16回

### 土地利用計画策定地区懇談会

飯田市内全20地区において開催、各地区20～30人程度で構成

平成16～18年度	経過		
	3地区(山本・伊賀良・鼎)	15地区	2地区(上村・南信濃)
H16.12	第1回		
H17.1	第2回		
H17.3	第3回		
H17.6～8		第1回	
H17.7～9		第2回	
H17.11～12	第4回	第3回	第1回・第2回
H18.2～3	第5回	第4回	第3回
H18.7～8	第6回	第5回	第4回
H18.11～12	第7回	第6回	第5回
H19.2～3	第8回	第7回	第6回

橋北・橋南・羽場・丸山・東野・座光寺・松尾・下久堅・上久堅・千代・龍江・竜丘・川路・三穂・上郷

### 地域協議会

地方自治法第202条の5第1項の規定による地域協議会(地域自治区の全20地区に設置)

年月日	地区	年月日	地区
H19.7.27	橋北	H19.7.17	龍江
H19.7.17	橋南	H19.7.17	竜丘
H19.7.9	羽場	H19.7.24	川路
H19.7.24	丸山	H19.7.13	三穂
H19.7.12	東野	H19.7.31	山本
H19.7.23	座光寺	H19.7.27	伊賀良
H19.7.20	松尾	H19.7.19	鼎
H19.7.26	下久堅	H19.7.19	上郷
H19.7.25	上久堅	H19.7.24	上村
H19.7.30	千代	H19.7.19	南信濃

### 飯田市土地利用計画審議会・飯田市都市計画審議会

両審議会を同時開催

年月日	内容
H19.7.18	協議
H19.8.10	諮問
H19.8.28	答申

資料 - 2 飯田市土地利用計画審議会・飯田市都市計画審議会

委員名簿

(敬称略)

会 長 柴田 忠昭	宮下 忠	中田 勝巳
職務代理 八木 由美	武田 年史	北城 節雄
原 勉	足立今朝二	宮澤 俊子
中島武津雄	中村 豊	岡島 伸好
原 和世	大泉伊奈美	北原 繁
柄澤 紀春	吉澤 章夫	木村 敏夫
後藤 修三	塚平 一人	以上、20名

諮問

19 飯都第 327 - 1 号  
平成 19 年 8 月 10 日

飯田市都市計画審議会  
会 長 柴田 忠昭 様

飯田市長 牧野 光朗

飯田市景観計画について（諮問）

このことについて、景観法第 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

諮問の目的 飯田市景観計画を定めるため、この計画の都市計画区域に係る部分について、飯田市都市計画審議会の意見を聴く

諮問の内容 別紙のとおり

19 飯都第 327 - 2 号  
平成 19 年 8 月 10 日

飯田市土地利用計画審議会  
会 長 柴田 忠昭 様

飯田市長 牧野 光朗

飯田市景観計画について（諮問）

このことについて、飯田市景観条例第 3 条第 2 項及び第 5 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

諮問の目的 景観の育成に関する基本指針及びこれに即して実施すべきと考える施策の推進に関する基本方針並びに飯田市景観計画を定めるため、飯田市土地利用計画審議会の意見を聴く

諮問の内容 別紙のとおり

## 答申

19 都計審第 2 号  
平成 19 年 8 月 28 日

飯田市長 牧野光朗様

飯田市都市計画審議会  
会長 柴田 忠昭

### 飯田市景観計画について(答申)

平成 19 年 8 月 10 日付け、19 飯都第 327-1 号にて諮問のありました標記の件について、当審議会で慎重審議の結果、次のとおり答申いたします。

#### 記

飯田市景観計画について、市長から諮問のあったとおりとすることが適当である。

19 土地利用審第 2 号  
平成 19 年 8 月 28 日

飯田市長 牧野光朗様

飯田市土地利用計画審議会  
会長 柴田 忠昭

### 飯田市景観計画について(答申)

平成 19 年 8 月 10 日付け、19 飯都第 327-2 号にて諮問のありました標記の件について、当審議会で慎重審議の結果、次のとおり答申いたします。

#### 記

飯田市景観計画について、市長から諮問のあったとおりとすることが適当である。